

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成27年11月6日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：松浦長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただ今から原子力規制庁の定例会見を始めたいと思います。

まず、皆様のお手元にお配りしております原子力規制委員会広報日程につきまして、松浦総務課長から御説明いたします。

○松浦総務課長 では、皆様のお手元にある広報日程でございますが、私からの補足説明は、まず、原子力規制委員会について、1.の（1）でございます。

通常の定例会は水曜日でございますけれども、前回の委員会でも委員長から最後の方でお話がありましたが、更田委員が海外出張ということもあり、11月13日の金曜日、1時半からということで定例会をずらして開催したいと考えております。

続きまして、2.の（1）でございます。審査会合でございます。こちらの方は、日本原子力発電の東海第二原子力発電所につきまして、地下の増幅特性についてのコメント回答を伺う予定でございます。

また、11月10日火曜日、（2）番でございます。こちらも審査会合ですけれども、議題として2つございまして、日本原燃の再処理施設につきまして、シビアアクシデント対策につきまして伺うとともに、議題の2番目といたしまして、同じく日本原燃のMOX燃料加工施設につきまして、内部火災対策の設計基準についてお話を伺う予定でございます。

私からは以上でございます。

### <質疑応答>

○司会 それでは、質問のある方から質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃっていただいて、質問をお願いしたいと思います。

それでは、質問のある方は手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは、オイカワさん。

○記者 日経新聞のオイカワと申します。

13日、議題は未定ということになっていますが、先日の委員会ですと、もんじゅをめぐる文部科学省への勧告の文案を少なくとも議論して、おそらく決定というところに行くのであろうと思うのですが、この日に実際に勧告するというところまでいくのでしょうか。

- 松浦総務課長 先日の委員会の方で、事務方に文章の作成の指示がございましたので、現在、事務方の方で文案を作成しているところでございます。それを、今の予定ですと13日の委員会にお諮りしまして、そこで決定されれば勧告という形式になると思います。
- 記者 そんなに文科省側に出すのが何日も置かれるということではなくて、まだそこまで決まっていないのでしょうかけれども、決まれば、その流れでそのまま勧告ということにおそらくなると思っていますか。
- 松浦総務課長 委員会で決定されれば勧告ということになりますし、文科省にどう伝えるかという段取り的なところは、今、文科省と相談しているところでございます。

○司会 それでは、シゲタさん、どうぞ。

○記者 NHK、シゲタです。

今に関連してなのですが、もんじゅが議題に上がるとすればかもしれないのですが、一番最初になりますか。

○松浦総務課長 順番としては、非常に重要な決定ですので、一番最初の議題となると思います。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

マエダさん。

○記者 西日本新聞のマエダです。

九州電力の方から高経年化の関係で、今日、申請が出ているというふうに承知しているのですが、もし中身が分かれば教えてください。

○松浦総務課長 今日、受け取ったばかりですので、中身についてはまだ承知しておりません。

○司会 ツカハラさん。

○記者 電気新聞のツカハラと申します。

昨日、原電が敦賀2号の申請をいたしました。敷地内破砕帯について、活断層ではないという新しい情報を得たという説明だったのですが、ちょっとおさらいになりますけれども、有識者会合の評価は重要な知見として扱うと。原電が示したデータも、これはきちんと無視せずに審査するという理解でよろしいですか。

○松浦総務課長 有識者会合については、重要な知見として扱うということは委員会の方でも決められていますし、また、委員長の方から、たびたび質問も受けられて答えていると思いますけれども、実際の審査会合で日本原電の御意見を伺うというのをたびたび申しておりますので、審査会合についてどのように進めていくか、まだ決まっておりますけれども、その中で日本原電のお話を伺うということになると思います。

○司会 ほかにはございませんでしょうか。

コミナトさん、どうぞ。

○記者 読売新聞のコミナトです。

今の関連で日本原電の今後の審査なのですけれども、ルール上、重要施設の下に活断層があれば、駄目ということになるのだと思うのですけれども、もしこれからプラントの審査と、あと、地面の方の審査、両方並行して行われると思うのですけれども、もし地面の方の審査で活断層というふうに再度認定されれば、もうその時点で打ち切りという形になって、プラントの審査ももうそこで終わって、要は、もう審査自体がそこで終了という流れになるのでしょうか。

○松浦総務課長 先ほど申し上げましたけれども、昨日、申請書を頂きまして、申請書も中で検討しつつ、今後の審査をどうするか決めていきますので、そういった意味で、どういうふうに進めるかまだ決まっていない段階ですので、やり方について、今、私から申し上げることはございません。

○記者 分かりました。

○司会 ほかには、シゲタさん、2回目でもよろしいですか。

では、シゲタさん、お願いします。

○記者 何度も済みません。鹿児島県のモニタリングポストについて、嚴重注意という話だったのですが、具体的にどういう注意をしたのか、改めてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○松浦総務課長 会計検査院の不当事項のお話ですね。御承知のように、会計検査院に不当事項として指摘されまして、太陽光発電型のモニタリングポストということで、本来なら24時間動くという、動かなければならないものが設計上の不備で実際には動いていなかったとしてございます。

この事象に関しては大変遺憾でございますし、我々としても、鹿児島県に対してこういうことが二度と起こらないようにということで嚴重注意をしたところでございますし、また、今後の我々の交付金の審査においても、より一層設計についても審査して、それで、交付金の決定をしたいと思っておりますので、そういった意味での我々としての対応を考えているところでございます。

○司会 ほかはございませんでしょうか。

ないようでしたら、本日の会見はこれで終わりにいたします。お疲れさまでした。

—了—